

雲仙市監査委員告示第2号

平成29年3月23日付け28雲監第90号における監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年12月20日

雲仙市監査委員 山 田 義 雄

雲仙市監査委員 酒 井 恭 二

30雲人第541号  
平成30年10月15日

雲仙市監査委員 山田 義雄 様  
雲仙市監査委員 酒井 恭二 様

雲仙市長 金澤 秀三郎

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

平成29年3月23日付け28雲監第90号における監査結果の報告について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

## 記

### 1. 監査報告（意見）

今回、監査対象とした各種団体等への負担金・会費の支出においては、所管行政の普及・促進などを目的とし、規約等に明確に規定された算出方法に基づき支出されていることを確認できた。ただし、中には支出の必要性や負担金額の妥当性などの検証が乏しく、事務的に毎年度支出されていると思われるものもあることから、今後においては、経済性・効率性・有効性などの観点から適格な行政効果の検証ができるよう、団体への加入、算定方法や負担金額等に関する不断の見直し・検討に取り組まれることを求める。

また、負担金・会費の支出による効果に関しては、ほとんどの所管課で「効果があった」との回答であったが、市民への明確な説明を可能とすると同時

に職員同士の共通理解を深めるために、行政効果などの検証結果については文書化して整理・記録しておくことが必要と考える。

さらに、支出団体の財務状況等については負担金・会費の検証に当たって極めて重要な情報であるため、毎年度の事業報告書等により細かく実態把握に努められたい。

## 2. 措置の状況

上記の監査報告を受け、関係部局において、平成29年度途中又は平成30年度当初予算要求時に調査・検討を行い、次のとおり措置を行った。

	措置内容
政策企画課	<p>○内外情勢調査会費 誰が出席したか記録を整理しておいた方がよいのではないかと 出席状況表を作成し、出席者の整理を行っている。</p> <p>○日本広報協会費 研修等へ行った結果のフィードバックなど説明できるようにしておくべき 平成28年度は、研修等への参加なし。なお、平成29年度は、研修会に出席しており、この場合は、広報委員等へフィードバックを行った。</p> <p>○島原半島振興対策協議会負担金 算定根拠にH22年国勢調査人口 平成27年国勢調査の結果発表時期が平成28年度当初予算作成時期に間に合わず、平成22年国勢調査人口を使用している。</p> <p>○スローライフ学会費 講演をしてもらって、それが何につながっていくのか市民へHP等で報告すべき スローライフ協会は、住民参加のまちづくりや地域活性化のための政策提言などを行っている団体である。 スローライフ協会への入会は、雲仙市の地域活性化や地域振興に繋げることを目的としており、活動状況などについては、市民へ周知を図りたい。</p>
市民安全課	<p>○雲仙市暴力追放運動推進協議会負担金 市内における暴力団の存在を把握しておくべき 雲仙警察署に確認したところ、市内に構成員はいるとのことであったが、人数の公表は、していないとのこと。</p> <p>○長崎県防災ヘリコプター運行連絡協議会負担金</p>

	<p><b>算定根拠にH22年国勢調査人口</b></p> <p>前年の10月末に翌年度の負担金額が県から各市町に通知され、予算化している。平成27年国勢調査人口の確定日が平成28年10月26日となっていることから、平成22年国勢調査人口を算定根拠とされている。平成29年度からは、平成27年国勢調査人口を算定根拠とされている。</p>
総合窓口課	<p>○<b>県地域づくりネットワーク協議会負担金 支出額に見合う情報提供が得られているのか。継続するのであれば必要性を示すために具体的な検証をすべきである。</b></p> <p>地域づくりネットワーク協議会への加入メリットとして、各種研修会による情報提供のほか会員が実施する研修会の開催経費の助成や、会員の資質向上につながる自主的・主体的な地域づくり活動への助成なども受けることができる。</p> <p>※雲仙市内の会員の近年の助成実績としては、下記の2件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H27 コーディネータ活動支援事業 100,000円</li> <li>・H29 研修会開催支援事業 104,360円</li> </ul> <p>以上をもって支出に見合う情報提供や助成を得られていると判断する。</p>
農林水産課	<p>○<b>全国町村水産業振興対策協議会負担金 任意加入でメリットが無ければ退会を検討できないか</b></p> <p>他市町村にも問い合わせたが、メリットについて明確な答えがなく、平成30年度で退会を予定している。</p> <p>○<b>九州北部小型船舶安全協会負担金 賛助会員となっているが、会員ではだめなのか</b></p> <p>会員は、直接船を持っている人で、会費も構成員の数により変動し、高額となる。賛助会員は、船を持たず活動に協力する会員で、仮に正会員として計算すると現在より高額になる。</p>
観光物産課	<p>○<b>長崎県物産振興協会負担金 加入していない市について、なぜ入っていないのか把握しておく</b></p> <p>各自治体の判断のため。</p> <p>○<b>(社)日本温泉協会負担金 加入によるメリットを整理しておく</b></p> <p>温泉地がある全国の自治体が加入している。当協会に加入することで、全国各地との情報交換ができ、成功事例などの参考になる情報を入手することができる。</p>
監理課	<p>○<b>全国都市公園整備促進協議会 メリットが薄いと思われる。退会について要検討</b></p>

	<p>公園緑地事業の情報が提供されることから少なからずメリットがあると考え、継続していた。県内加入近隣市に問い合わせ、メリットの明確な回答も得られなかったことから、平成30年度で退会を予定</p> <p>○一般社団法人日本公園緑地協会 効果があるものは継続し、よく分からないものは検証しておく 都市公園の管理・運営に関する先進的な事例等の最新情報を入手できること、講習会による知識等の習得も期待できることから、検討の結果、継続する。</p>
生涯学習課	<p>○長崎県視聴覚教育連盟 実績等を整理しておく 県視聴覚連盟からの視聴覚教材貸出状況や利用人数について、把握を行った。</p> <p>○島原半島公共図書館等研究協議会 県の協議会との違いを整理しておく 県公共図書館等協議会と半島公共図書館等研究協議会の違いについて、次のとおり整理を行った。 県：県内の公共図書館等の連絡・提携を密にし、本県における図書館の整備充実を図り、情報化社会に対応できる図書館の実現に努める。 半島：半島内の図書館の管理運営や実情に応じた図書館サービスに関することについて研究協議し、図書館活動の推進を図るとともに、図書館職員相互の親睦を深める。</p>
スポーツ振興課	<p>○県下一周駅伝大会負担金 負担金算出根拠が不明確であるため、主催者と交渉すべき 長崎県都市体育主管課長会により、主催者と交渉することになっている。</p> <p>○雲仙小浜SPAリゾートマラソン大会負担金 支出根拠資料なし 主催者との交渉の結果、負担金の有無が大会の開催を大きく左右するとのことであったため、大会が廃止となった場合に市に与える影響が大きいことを考え、大会の実施を継続すべきと判断し、当面の間は負担金の支出を継続することとする。ただし、指摘のあったとおり、その算出根拠が不明確であるため、今後、負担金とは別の支援を検討していく。</p> <p>○県市町村教育委員会社会体育担当者連絡協議会負担金 メリットが薄いのではないか 平成30年度から、負担金なし。</p>

※部署名については、監査当時のもの

なお、今後も各種団体等への負担金・会費の支出については、継続して検

討を行い、適切な支出に努めるとともに、その効果についても検証し、整理・記録を行うよう努める。